

# 豊橋市都市交通計画中間見直し委託業務 仕様書

## 1. 目的

本市では、平成28年3月に「豊橋市都市交通計画」を策定し、平成28～令和7年度を計画期間として、基本方針及び目標に基づき、様々な事業に取り組んでいるところである。

現計画では、令和2年度を計画の中間見直し年に位置付けている。

本業務は、現計画策定以後の取組みを踏まえて、評価指標の指標値に対する達成状況の評価と交通課題の整理を行い、達成状況と現計画策定以後の社会的な状況等の変化に応じた実施事業の見直しを行い、現計画の見直し結果を踏まえた、「豊橋市都市交通計画中間見直し版（仮称）」を策定することを目的とする。

## 2. 委託業務の概要

- (1) 委託業務名：豊橋市都市交通計画中間見直し委託業務
- (2) 委託業務場所：豊橋市全域
- (3) 業務期間：契約日から令和3年3月25日まで

## 3. 業務の進め方

- 中間見直しにあたっては、国、県、市の関連行政機関、交通事業者、市民、地域、企業等各種団体代表者及び学識経験者等で構成される「豊橋市地域公共交通活性化推進協議会」（以下、「協議会」と称す。）において検討するものとする。
- 計画策定にあたっては、別途検討される各種計画（第6次豊橋市総合計画、豊橋市都市計画マスタープラン等）と連携・調整を図りながら進めるものとする。
- 協議会は8月下旬、11月中旬、2月下旬の3回を予定しており、中間見直し版の案を10月下旬に作成し、11月中旬に開催予定の協議会へ付議するものとする。

## 4. 業務の内容

### (1) 豊橋市都市交通計画の取組みの成果・評価の整理

#### ア. 実施事業の取組み状況と評価

現計画に掲げる事業について、現計画策定以後の取組みの進行状況、内容、今後の予定（見通し）と、実施された事業の成果を整理する。

#### イ. 目標の達成状況の評価

現計画に掲げる評価指標について、中間評価年度までの経年的な指標値を整理し、その達成状況を把握するとともに、結果の要因分析、問題点等について検証を行う。

### (2) 都市交通に関わる課題整理

現計画策定以後の事業の取組みや社会的な情勢、国の交通政策や、本市では自家用車利用への依存度が高いこと等の変化を踏まえ、計画を推進する上で問題点や新たに対応すべき課題について整理する。

### (3) 実施事業の見直し検討

前項でまとめた取組み状況と交通課題を踏まえ、現計画で取り組む事業の見直し及

び過度に自家用車に頼らない人優先の社会への転換を促す新たな実施事業について検討し、計画期間と計画期間後に分類して展開スケジュールと実施主体を整理する。

#### **(4) パブリックコメントの実施支援**

本計画策定について広く市民に公表し意見等を募集するため、計画策定に際し、パブリックコメントを実施する。本業務では、パブリックコメントに必要な計画概要を取りまとめた資料を作成するとともに、寄せられた意見等結果の整理を行うものとする。

なお、パブリックコメントの実施については発注者で対応するものとする。

#### **(5) 検討会議の運営支援**

本計画策定にあたっては、「豊橋市地域公共交通活性化推進協議会」に諮り進めるものとする。また、同協議会の下部組織として分科会を設置する。

本業務では、「協議会・分科会」に必要となる会議資料を作成するとともに、協議会開催時には、出席・運営補助、議事録作成・取りまとめを行うものとする。

なお、協議会は3回程度、分科会は2回程度開催することを想定する。また、会議の運営（委員への謝礼等支払含む）は業務に含まないものとするが、学識者の技術指導を受ける際の費用は経費に含むものとする。

#### **(6) 報告書の作成**

本業務の検討結果を取りまとめ、報告書、豊橋市都市交通計画中間見直し版及び概要版を作成する。

また、概要パンフレットの原稿の作成を行うこととし、現計画からの更新を基本とする。

#### **(7) 協議打合せ**

協議打合せは、業務着手時（1回）、成果品原案完成時（1回）の他、中間時に作業の進捗状況報告を行うものとする。

### **5. その他**

業務実施方針及び技術提案については、原則として公募型プロポーザル方式の技術提案書に記載した内容に基づき実施すること。

### **6. 業務実施体制**

本業務における業務推進体制は、原則として公募型プロポーザル方式の技術提案書に記載したものとする。

## 7. 成果品

- (1) 報告書：3部
- (2) 概要報告書：3部
- (3) 豊橋市都市交通計画中間見直し版：20部
- (4) 豊橋市都市交通計画中間見直し版（概要版）：20部
- (5) 概要パンフレットの原稿：1部
- (6) 電子データ：上記（1）～（5）の原稿（WORD、EXCEL 形式等）、地理情報データ（s h p形式）等

## 8. 提出図書

- (1) 業務に着手するときは、直ちに着手届により通知すること。
- (2) 業務の管理及び統轄をおこなう管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を管理技術者届により提出すること。
- (3) 業務に着手するときには、直ちに業務計画書を提出すること。
- (4) 適時、打合せ・協議記録簿を提出すること。
- (5) 業務が完了したときは、直ちに完了届により通知すること。
- (6) その他、本市の指示により必要な図書を提出すること。

## 9. 適用基準等

- (1) この仕様書に定められていない事項については、下記に準拠する（但し、本業務に関係しない事項は適用しない）。
  - ①豊橋市契約規則
  - ②関係法令、規程など
- (2) 業務遂行にあたっては特に定めのない事項、疑義を生じた事項については本市の指示を受けること。